

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

新	旧
投資信託等の運用に関する規則	投資信託等の運用に関する規則
第 1 編 総 則 第 1 条～第 2 条の 4 (略)	第 1 編 総 則 第 1 条～第 2 条の 4 (同左)
第 2 編 証券投資信託 第 1 章 公募の証券投資信託 第 1 節 有価証券投資の原則 第 3 条 (略)	第 2 編 証券投資信託 第 1 章 公募の証券投資信託 第 1 節 有価証券投資の原則 第 3 条 (同左)
第 2 節 運用指図等 第 4 条～第 4 条の 2 (略)	第 2 節 運用指図等 第 4 条～第 4 条の 2 (同左)
<u>(投資信託証券組入れに係る留意事項)</u> 第 4 条の 3 委託会社が投資信託財産に投資信託証券を組入れるに当たっては、当該投資信託証券のリスク特性及び投資信託財産に対する組入れ割合に応じて、組入れ前に当該投資信託証券の運用戦略、運用パフォーマンスと運用リスク（流動性リスクを含む。以下本条及び次条において同じ。）、分配方針、換金方法、経費率及び財産管理の方法並びに当該投資信託証券を運用する会社（以下、「外部運用業者」という。）の運用体制、内部管理体制（リスク管理体制を含む）などの必要事項を、契約書、目論見書、その他の資料による書面調査や、外部運用業者へのヒアリングにより確認し、当該投資信託証券の組入れが適切であるかどうかを検討（以下、「当初デューデリジェンス（以下、	(新設)

新	旧
<p>「DD」という。)』という。)しなければならないことに留意するものとする。</p> <p>2 前項に規定する当初DDにおける検討内容については、投資信託証券組入れ後も定期的な検討(以下、「定期的DD」という。)を行う必要があること、更に運用パフォーマンスの大幅な悪化や運用の基本方針の重大な変更及び外部運用業者における資本関係や運用体制・社内体制の重大な変更、不祥事の発生など組入れ投資信託証券の運用に大きな影響を与える可能性のある事象を委託会社が認識した場合には、臨時の検討(以下、「臨時DD」という。)を行なう必要があること、さらに、運用パフォーマンス及び運用リスクの状況について継続的なモニタリング(以下、「継続的モニタリング」という。)を行なう必要があることにも併せて留意するものとする。</p> <p>3 組入れ投資信託証券においてデリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ)や直物及び先物外国為替取引(外国為替の取引及び予約取引をいう。)が運用のほとんどを占め、かつこれらの取引を高頻度に行う運用戦略(これらの取引と類似の取引を行うため運用実態の把握が困難と委託会社が判断するその他の運用戦略を含む。)のうち、プライム・ブローカー(各種金融取引の集中的な相手方となり、取引に付随した保管業務・決済業務・信用供与・その他総合的な金融サービスを提供する者をいう。)に資産の大半を預託するもの(この場合、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第3条中(2)ハに留意すること。)に関しては、残高証明書や取引明細の必要な情報が取得可能である事を当初DD時に確認する必要があることに留意するものとする。</p> <p>4 前各項に規定するDD及び継続的モニタリングにおける具体的な確認項目については、自主規制委員会が別に定める事項が含まれることに留意するものとする。</p> <p>* 委員会決議1</p>	

新	旧
<p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(一括発注の運営等)</p> <p>第8条の2 委託会社は、複数の投資信託財産に係る有価証券等（有価証券、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引をいい、以下本条において「有価証券等」という。）の売買注文（運用部門（各投資信託財産に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）から発注部門（各投資信託財産に係る売買注文を金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下同じ。）に発注（発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下同じ。）する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）へ指示することをいう。以下同じ。）が同一の売買条件（有価証券等の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。）の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文（運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて金融商品取引業者等に発注すること（委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下「一括発注」という。）ができるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第5条～第8条 (同左)</p> <p>(一括発注の運営等)</p> <p>第8条の2 委託会社は、複数の投資信託財産に係る有価証券等（有価証券、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引 <u>（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引）</u>をいい、以下本条において「有価証券等」という。）の売買注文（運用部門（各投資信託財産に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）から発注部門（各投資信託財産に係る売買注文を金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下同じ。）に発注（発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下同じ。）する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）へ指示することをいう。以下同じ。）が同一の売買条件（有価証券等の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。）の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文（運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて金融商品取引業者等に発注すること（委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下「一括発注」という。）ができるものとする。</p> <p>(同左)</p>
<p>第2項～第8項 (略)</p>	<p>第2項～第8項 (同左)</p>
<p>第9条～第10条 (略)</p>	<p>第9条～第10条 (同左)</p>

新	旧
<p>第3節 投資対象等 (組入株式等の範囲)</p> <p>第11条 投資信託財産が組入れる株式は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>* 細則第2条 * 委員会決議<u>3</u></p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限)</p> <p>第17条の2 第1項～第4項 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>* 委員会決議<u>4</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年4月20日から実施する。</u></p>	<p>第3節 投資対象等 (組入株式等の範囲)</p> <p>第11条 投資信託財産が組入れる株式は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 金融商品取引所 <u>(金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)</u> 又は外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているもの</p> <p>(2) (同左)</p> <p>* 細則第2条 * 委員会決議<u>1</u></p> <p>第12条～第17条 (同左)</p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限)</p> <p>第17条の2 第1項～第4項 (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p>* 委員会決議<u>2</u></p> <p>(同左)</p>